

1 開 会 14時00分

教育長から、「議題第10号」については、後日公表されるものであること、「議題第11号」については、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすものであること、「その他②」については、公にすることにより率直な意見交換が損なわれることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和3年度6月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ、出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 議題第9号 教育委員会会議規則の改正について

教育政策課長

(資料に沿って説明)
説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

島原委員

直近では新型コロナウイルス感染症が発生し、移動が制限されることも実際起こっていますので、オンライン会議の必要性を感じていました。文科省からも示されたようですが、改正されたということは大変良いことだと感じております。この中で、オンライン会議の制限も設けられてありますが、技術的な部分で、情報の管理が難しいところもあるかと思えます。これから技術が進むにつれて、見直しが適宜必要になってくると思いますので、検討を進めていただけたらと考えております。

松田委員

3ページの宮崎県教育委員会会議オンライン出席等取扱要領についてですが、定足数に関すること、議決定足数についても、これまでと同じように変わらないということよろしいですか。

教育政策課長

御質問の事項につきましては、従前と何ら変わらないと御理解いただいて結構だと考えております。

高木委員

オンライン出席について、島原委員もおっしゃっていましたが、これから大事だと思っております。「オンライン出席等の方法等」のところで、オンライン出席が認められた委員はどこでオンライン出席ができるのか、決まっているならば、教えていただきたいです。

教育政策課長

1点目としましては、オンラインの環境があるということが必要だと思います。その上で、自宅や勤務先といろいろあると思いますが、十分協議しながら検討していきたいと思っております。

松山委員

改正に関しては異論は無いのですが、3ページの要領の「許可基準」のところでオンライン出席に該当する場合の記載があるのですが、2条の4項で教育長が必要と認める場合という概括的な規定はあるのですが、1項から3項に該当するかどうかについては、教育長がその都度判断されるということで、よろしいでしょうか。

教育政策課長

事務局におきましても、十分検討いたしますが、最終的には教育長が判断していくということになります。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ その他① 宮崎県議会令和3年6月定例会について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

高木委員

9ページの重松議員の質問で、生理の貧困について、「保健室に生理用品を準備いたしまして、必要に応じて生徒が使用できるという形を取っている」と回答されています。今までなかった取組ですし、保健室に置くということも大切だと思いますが、保健室に取りに行くことも勇気がいる生徒もいると思います。生理は女子生徒だけの問題ではなく、男子生徒がいかに理解していくかが、これからの性教育に大切ではないかと思います。敷居を低くし、トイレに常備できるように、検討していただけたらと思いました。

高校教育課長

生理の貧困につきましては、保健室に置くということで進めております。御指摘がありましたように、トイレに生理用品を常備している、他県の例もございますので、参考にしながら、モデル校の設置も含めて、今後検討していきたいと思っております。

教育長

今、保健室に常備しており、急な対応が必要になったときに備えております。高木委員から、トイレ等に置いてはどうかということまでを視野に入れた質問をいただきましたが、課長が答えられたようにモデル校を設置しながら、検討していきたいと思っております。

木村委員

答弁で、教職員のコンプライアンスについての記載があると思うのですが、最近のニュース等を見ますと、本県の教員によるわいせつ事案が続いており、保護者として不安な気持ちになります。教育長からの通知はあったかと思うのですが、そちらを徹底していただいて、それでも厳しい場合は、大学での指導も必要になってくるのではないかと考えております。現状がどういった感じなのか、調査までできれば良いと思いますし、実効性のある対策をしていただきたいと思いますと感じております。

教職員課長

不祥事が続いているということで、大変重く受け止めているところであります。原因としては、教職員一人一人に服務規律の徹底が届いていないということが挙げられますので、学校の環境を見直し、組織的に取り組んでいるところです。今回の不祥事の事案を受けまして、県内の全学校に通知を出しましたが、具体的な内容としまして、SNSの原則禁止であったり、先生と生徒が1対1で接するときの、対応の在り方についてなどが記載してあります。県立学校におきましては、臨時の県立校長会を開きまして、学校の中でコンプライアンスをチームで未然に防げないかということで、組織を見直していただいたり、校長先生が気になる職員を把握できるような組織づくりができるように、具体的なチェックリストをお配りいたしまして、それを再度学校でチェックしていただくようにしております。わいせつ教員の防止に対する法令等もできましたので、分かりやすく概要版を作成しまして、学校に通知をしたところです。今後は、県立校長会と連携しながら、未然防止策を考えていきたいと考えております。また、大学等とも連携し、教員の養成段階から、コンプライアンスの意識向上に努めていきたいと考えております。

島原委員

1番の県内就職についてなのですが、答弁の中での的確にお答えいただいていると思います。県内就職は、地域がいかに豊かになっていくかということにつながっていく課題でありますので、県内就職が増えれば良いということにとどまらず、県内を豊かにしたいという思いを持った子どもたちの活躍の場を県内につくらなければならないと考えております。高校に入ってから就職ということではなく、小中高とつながるキャリア教育の重要性、卒業生に地域の中でどのように活躍の場を与えるか、地域全体における教育力の向上をしっかりと考えた上の県内就職であってほしいと考えております。

高校教育課長

地域の魅力ということでは、単なる進路指導だけにとどまらず、地域を学び、調べるといった事業を構築しながら、今委員がおっしゃったことに努めてまいりたいと考えております。

松田委員

2番なのですが、今年度から自己推薦制度ができました。高校教育課も初めてということで大変苦勞なさっていると思います。答弁の中にリーフレットを各中学校へ配布するとありますが、配布状況を教えていただければと思います。

高校教育課長

リーフレットにつきましては、県内の中学校2年生、3年生全員に配布しております。変更点について早い段階からお知らせしたいということで、小学校にも各学校数枚ずつ配布した次第であります。

松田委員

中学校等の反応を教えてください。

高校教育課長

リーフレットの表には推薦入試の内容、裏にはICTや産業用機械などの新しい高校の魅力を記載しております。全て調べたわけではないのですが、今までになかったコマーシャルということで、少しは生徒の目を引き、保護者からも県立が変わるのではないかと感じていただけているのではないかと思います。

高木委員

16ページの40番で特別支援の自閉症スペクトラムの特性についての問いに対して、「それぞれの特性に応じた指導を行っている」という回答がありますが、昨今の宮崎県において、特別支援教育への力の入れ方が顕著だと思っております。一方で特性に応じた指導というときに、障がいをもつ子どもたちを障がいのない子どもたちと合わせるものではないと思っております。昨今は薬で行動を抑制するといった対処療法もありますし、個別性を大切にその子らしく生きていくことが一番だと感じておりますので、関わる先生方だけではなく、学校全体でチームとして見ていくことが大切だと思います。周りがどれだけハンディを理解しているかということが大切であり、自分たちももちろん不得手なところがあって、みんなで一緒に育っていくのが特別支援教育だと思います。特別支援学校では近隣との連携は難しいと思いますが、学校の中にある特別支援学級は親学級と言われる学級とどのように連携を深めていくかが重要です。自立することが大切かと思っておりますので、学校現場でどのように進めていくのか、非常に難しいところではありますが、それぞれの特性に応じた指導とともに、通常学級の子どもたちに、障がいの有無について、教育の現場で、指導することも大切だと思えました。その辺りで何かお考えがあれば教えていただきたいと思います。

特別支援教育課長

障がいのある子どもたちに対して、通常の学級の子どもたちと同じような行動を取らなければならないというような指導を行うのではなく、障がいの特性を周りの子どもが十分理解する必要があると思います。その子がどのようなことで困っているのか、困っていることがあっても、不幸という捉え方ではなく、困っていることに対して、合理的配慮という手立てを取りながら、同じように学ぶことができるような対応をしていくという考え方で、周囲の子が理解を深めていく指導を行っているところであります。障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ、インクルーシブ教育システムを切れ目なく行っていくということを宮崎県でも進めております。特別支援学級や通級指導で学んだとしても、ずっとそこで学び続けるのではなく、本人の状況に合わせて学びの場を変えていく対応をしているところです。普段の学習の中でも交

流及び共同学習をとおして、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、ふれあいながら、お互いを理解し、尊重し合うというような、学習を行っております。今後も障がいに対する理解を深めていきたいと思っております。

島原委員

15番のリカレント教育についてなのですが、日本人が就職してから、学ぶ率は世界的な評価で、非常に低いと言われております。これから人生100年時代と言われる中で、1つの仕事で生涯が終わることはないと言われておりますし、リカレント教育の必要性が高まってきていると思います。なぜ勉強しないのかということ考えたときに、受け身の勉強ばかり行ってきたのではないかとということが挙げられます。幼少期から、自分が何のために学ぶのかということ、課題を与えられて解くだけではなく、課題から見つけ、主体的に学んでいくことが大切だと思えました。大学から出たら、一切勉強しなくなるという懸念を抱いておりますので、リカレント教育の重要性は、大事な御指摘ですし、学校教育としてもしっかり受け止めて、考える必要があるかと思えます。

高校教育課長

学校を出てからも、生涯学び続けるという意識を持たせるためには、学校や教科の中で学ぶ意義を教師が伝えていく必要があると思います。ICTを導入しておりますが、その効果として、生徒たちが主体的に学ぶことができるようになれば、リカレント教育の視点が学校から生徒に伝わっていくのではないかと思います。

教育長

高等教育機関と産業界との連携が必要になってくると思います。

松田委員

12番のGIGAスクール構想について、26市町村のうち21の自治体が校内ネットワーク及び「児童生徒1人1台端末」の整備を完了しているという答弁がありますが、昨年度まで外部との接続が非常に難しかったと聞いております。学校又は学級全体で一斉に使用するとき、外部との接続は上手くいっているのか、ICTの環境は十分に整備されたのかを教えてくださいましてよろしいでしょうか。

義務教育課長

ICTと校内ネットワークにつきましては、ほとんど整備は済んでおり、残りの自治体も9月には整備が完了すると聞いております。外部との接続の部分につきましては、十分ではないところもあります。市町村には以前から外とのつながりの強化をお願いしており、市町村も随時進めておりますが、十分整っている状況ではございませんので、今後、市町村の整備状況についても改めて確認していきたいと思っております。

木村委員

GIGAスクール構想につながるのですが、7月15日に教育長と一緒に全国都道府県教育委員会連合会にオンラインにて出席し、各県の教育委員の皆様と協議をして

まいりました。意見交換会のテーマが「学校教育におけるICTの活用と教員の資質向上」と「働き方改革を踏まえた部活動の改革」というものでした。各県の教育委員の皆様との意見交換の中で、各県とも進捗状況は同じくらいだと感じました。ICT機器の端末や校内の通信ネットワーク等のハードの整備は完了しているのですが、教員のスキルや知識等の向上、又はいかに効率的にICTを活用できるかという点が不足していたり、県の中の市町村において、支援ソフトがバラバラであったりなど、ソフト面の問題点などを聞かせていただきました。本県と重なる部分が多いと感じました。

高木委員

17番の主権者教育についてなのですが、権利の主体者として積極的に取り組むことは非常に大切だと思います。一方で権利と義務がセットになっていると感じている保護者もいらっしゃいます。権利はだれでも持っているもので、子どもの権利条約を日本は批准しておりますが、学校現場にいる教員や、子どもたちがまず知っておくことが必要です。権利を主張するなら義務を果たすようにという言葉は時々耳にしますが、権利と義務はセットではないということを子どもたちに伝えていく必要があると思います。生まれてきた子は幸せになる権利がありますし、その権利を保障するのは大人の務めだと思っております。子どもたちに権利者としてどのように社会に参画していくかという考え方が大事であることを伝えていただきたいと思います。

高校教育課長

委員がおっしゃったことはとても大事な視点だと思っております。新しい学習指導要領の公民科の中に公共という科目ができて、全員履修することになります。主権者としての意識や権利、義務を扱うこととなりますので、委員がおっしゃった視点も含めまして、様々な研修会等で先生方に伝えていきたいと思っております。

高木委員

36番の育児休業についてですが、男性教職員の育児休業というのは、男女参画社会づくりの視点からも言われておりますが、なかなか実現が難しいところがあります。先ほどコンプライアンスの問題も出ましたが、男性教職員の方が、積極的に育児に参加すればするほど、子どもを見る視点が深まるという効果があると思います。働き方改革や男性の育児休業取得率ということだけではなく、男性が育児に参加し、社会的な視点を養うことが大切だと思います。育児に積極的に参加し、我が子の成長を見ることが、他の研修よりも効果が高くなるのではないかと感じております。そのことも含めまして、育児参加促進に努めていただけたら良いのではないかと思います。

教職員課長

委員がおっしゃった視点からも学校に指導していきたいと考えておりますが、育児参加について周知がしっかりしていなかったという反省もございました。男性職員は出産休暇は取得するのですが、その中にある男性職員の育児参加休暇については、学校の全職員に周知ができていないのではないかとということで、小中県立全ての校長先生に、改めて、ライフプランに応じた子育ての在り方の制度について、周知を図った

ところであります。男性の育児参加につきまして、教育の面にも派生していくように取り組んでいきたいと思っております。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他③ 令和4年度宮崎県特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱について

特別支援教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

高木委員

入学に当たって応募資格の要件がありますが、入院生活が長かった、手術があったなど、様々な事情が考えられます。入園や入学が同学年の子どもたちより遅れるというケースはないのでしょうか。

特別支援教育課長

高等部の入学に関して、体調不良や健康状態が良くなかった等の理由により、中学校3年の卒業時ではなく、その後の入学を希望される場合にも、入学を認めております。年齢が高い方々が入学される場合もございます。

教育長

訪問教育学級には年齢が高い方がいらっしゃいます。

特別支援教育課長

教育長がおっしゃった訪問教育学級についてですが、特別支援学校の中学部の在学時に高等部が無かった年代の方々が、高等部に入学したいと希望される場合もあります。また、病院に入所されることになった場合に、特別支援学校の近くの病院に入院して、訪問教育学級の高等部を希望される方もいらっしゃいます。このように受検を希望された場合は、入学を認めている状況にあります。

松田委員

応募資格の幼稚部についてなのですが、明星視覚支援学校、都城さくら聴覚支援学校及び延岡しろやま支援学校の3校は平成31年4月1日までに生まれた者であること、赤江まつばら支援学校は平成30年4月1日までに生まれた者が応募資格の年齢となっておりますが、この年齢の差は、一人一人の障がいの状況や能力が異なってい

るためと考えてよろしいですか。

特別支援教育課長

明星視覚支援学校は視覚障がい、都城さくら聴覚支援学校と延岡しろやま支援学校は聴覚障がいの幼稚部になるのですが、視覚障がいと聴覚障がいは特に障がいの特性に応じた早期教育が大切になってきますので、通常の幼稚部よりも早い年齢からの受入れをしております。赤江まつばら支援学校については、病弱の幼稚部なのですが、病弱については、病気の程度にもよりますし、早期からではなく、療養に専念した方が良いということもありまして、早期からの入学は想定していないという状況にあります。

松田委員

県独自の応募資格なのですか。

特別支援教育課長

視覚障がい、聴覚障がいについては、全国同じ状況にあります。病弱の幼稚部につきましては、全国でも設けているところが非常に少なく、病弱単独の学校では宮崎だけという状況にあり、本県が定めているものであります。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他④ 国登録有形文化財（建造物）の登録について

文化財課長

（資料に沿って説明）
説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

松山委員

先日県の審議会がここで開催され、会議室に行く前にホール等を見学させていただいたのですが、とても素敵な雰囲気がある建物でした。登録されてからの利用としては、現在県の会議等で利用されているとは思いますが、市民への公開ですとか、憩いの場として自由に使えるようなアイデアがあると良いと感じました。今後の予定を教えていただけたらと思います。

文化財課長

この建物は、総務部の財産総合管理課が所管しております。これまでどおり、会議室としての使用や、児童生徒の見学等を考えていると聞いております。

松田委員

私もこの会議に参加させていただきました。建物の裏から入ったので分かったのですが、表の玄関が閉まっていることを知りませんでした。ほとんどの方が玄関を開けようとしても開かないので、立ち往生したということもあったのですが、入ったら素晴らしい施設ですので、入口に分かりやすいように張り紙等を貼ると良いのではないかと思います。

文化財課長

正式に登録されますと、国から登録の連絡が来ますので、それと併せまして、紹介のパネル等を置くなどの検討をするよう、所管する財産総合管理課に伝えます。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、8月26日、木曜日、14時からとなっておりますので、よろしく申し上げます。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。